

令和6年度 第1回五軒市民センター運営審議会

◇日時 令和6年6月28日（金） 午後1時30分から
◇場所 五軒市民センター 1階101会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 令和5年度五軒市民センター事業報告について
 - (2) 令和6年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について
 - (3) 令和6年度五軒市民センター事業計画について
 - (4) その他
- 7 閉 会

水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

		氏 名	団体等名及び役職名
1	委 員	石田 武雄	ふあいぶたうんコミュニティ副会長
2	委 員	前田 均	ふあいぶたうんコミュニティ会計
3	委 員	市毛 則之	水戸市立第二中学校前PTA会長
4	委 員	田村 靖子	五軒女性会前会長
5	委 員	杉田 真由美	五軒女性会会長
6	委 員	鈴木 麻紀	水戸市立五軒小学校校長

水戸市五軒市民センター 職員名簿

職 名	氏 名
所 長	川津 英臣
主 幹	川和 勇一
会計年度任用職員	桑名 千和
会計年度任用職員	照山 里沙

6 議事

(1) 令和5年度五軒市民センター事業報告について

①定期講座

クラブ（自主運営）

	講座名	講師	内容	開催日	人数	回数	開講日
1	五軒茶道	藤田 宗邦 (裏千家)	初心者歓迎 お茶やお菓子で日本の文化を楽しみましょう	第1・3 火曜	7名	22回	5月2日
2	健康とヨガ	仲田 恵美	心身を穏やかに健康づくり	第1・3 火曜	18名	22回	5月2日
3	やさしい囲碁	高野 惣一	初心者歓迎！楽しく打とう	第1・2・3 火曜	15名	33回	5月2日
4	写真くらぶ	橋本 實	水戸からの将軍徳川慶喜の余生の支えは趣味の写真だった写真道を共に学ぼう！ ※月に一度は外で撮影会を実施しています	第3 水曜	15名	11回	5月17日
5	MIX ビクス	櫛田かほり	音楽に合わせて楽しくストレッチしましょう	第1・3 木曜	11名	21回	5月4日
6	楽しいカラオケA	上杉 京子	先の見えない時代!! 今を歌で楽しみましょう 自然に元気が出ます	第1・3 木曜	11名	19回	5月4日
7	実践ボールペン字	高荷 秀麗	先生を囲んでお仲間と楽しくやっています	第2・4 木曜	12名	19回	5月11日
8	中高年の ビューティーストレッチ	ムツコ	いきいきと年を重ねるために必要な筋肉を鍛え、健康で若々しい姿勢を作ります。身体をゆっくり動かして行うストレッチです。	第2・4 金曜	14名	22回	5月12日
9	How To カラオケ	上杉 京子	楽しく元気に歌いましょう。	第2・4 金曜	5名	19回	5月12日
10	五軒歩こう会	海老沢 美知子	歩くことで新しい発見が出来ます。 楽しく歩きましょう。	第4 日曜	23名	10回	5月28日
計					131名	198回	

②家庭教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
家庭教育学級	1	1月25日	講話「家庭教育について」	矢口 みどり	20名

③女性教養関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区 女性教養講座	4	7月12日	開講式 筆跡心理学	野上 美代子	15名
		10月20日	ハーバリウム教室	倉田 栄子 小池 朱美	16名
		12月20日	移動学習 廣澤美術館方面	—	17名
		1月17日	閉講式 源氏物語 女人絵巻 八 ～最愛の女人との別れ …そして雲隠れ～	水戸市立博物館 坂本 京子	13名

④高齢者関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	4	7月25日	開講式 シニアリトミック	海野 真奈美	19名
		9月26日	人権啓発講演会 「笑いが一番」	柳貴家 正楽	26名
		10月24日	モザイクコースター作り	株式会社 LIXIL 三村 絢子	22名
		11月30日	閉講式 移動学習「つくば市方面」	—	23名
スマホ体験講座	1	9月13日	はじめてのスマホ体験講座	スマートフォン アドバイザー	17名

⑤成人教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
健康料理教室	1	11月10日	食事バランスが「ト」で簡単にバ ランスをとろう	食推五軒支部	6名

⑥青少年教育

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
親子料理教室	1	8月18日	夏休み親子料理教室	食推五軒支部	11名
書き初め教室	1	1月5日	書き初め教室	田村 靖子	6名

⑦市民センターまつり

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わいわい五軒文化祭	1	11月25日 26日	作品展示・芸能発表		3,804名

【参考】関連事業

事業名	開催日	主管	備考
五軒地区 サマーナイトコンサート& ふれあいまつり	7月15日	地区生涯学習部会	参加人数約3,000人
五軒地区 市民スポーツ大会	6月4日	地区スポレク部会	参加人数60名
	10月8日		参加人数約1,100名
Mitori0 フェスティバル	11月25日	Mitori0 にぎわい推進協議会	参加人数約3,000名
五軒地区年末クリーン作戦	12月16日	地区生活環境部会	中止
流しびな作り	2月3日	五軒女性会役員	参加人数34名
五軒香梅ひな流し	3月2日	地区生涯学習部会	参加人数約1,200名

⑧令和5年度みと文化交流プラザ利用状況について

令和6年3月末現在

室名区分		市民センター	社 教	市	県	その他	合 計
ホ ー ル	件数	42	11	37	2	62	154
	人員	752	512	3,152	61	2,654	7,131
和 室	件数	79	0	10	0	672	761
	人員	876	0	173	0	4,977	6,026
会 議 室	件数	72	53	176	0	3,259	3,560
	人員	772	875	3,418	0	30,711	35,776
調 理 室	件数	1	1	0	0	14	16
	人員	17	20	0	0	124	161
累 計	件数	194	65	223	2	4,007	4,491
	人員	2,417	1,407	6,743	61	38,466	49,094
館 外 主 催 事 業	件数	5					5
	人員	3,524					3,524
館 外 共 催 事 業	件数		12				12
	人員		5,482				5,482
累 計	件数	5	12				17
	人員	3,524	5,482				9,006
合 計	件数	199	77	223	2	4,007	4,508
	人員	5,941	6,889	6,743	61	38,466	58,100

月別の利用人数

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累 計
館 内	4,385	3,801	5,140	4,642	4,831	3,483	4,119	4,057	3,611	3,418	3,884	3,723	49,094
館 外	0	10	93	3,010	70	54	1,100	3,425	19	20	5	1,200	9,006
合 計	4,385	3,811	5,233	7,652	4,901	3,537	5,219	7,482	3,630	3,438	3,889	4,923	58,100

年度別の利用人数の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
合 計	35,906	89,299	88,635	23,043	77,964	75,052	75,425	77,368	63,961	27,630	33,566	51,456	58,100

※23年度：震災により市役所機能の一部が移転（4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所、5階6階に議事室）

※24年度・25年度：4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所

※26年度：6月～耐震補強工事により中央ビルにて業務

※27年度：工事終了により現在の場所にて業務再開

※新型コロナウイルス感染症対策により市民センター利用制限

- ・令和2年3月2日～3月31日：全館終日利用中止
- ・令和2年4月3日～5月31日：全館終日利用中止
- ・令和3年1月18日～2月7日：全館終日利用中止
- ・令和3年4月23日～5月26日：夜間利用中止
- ・令和3年8月6日～8月17日：夜間及び土日祝日並びにカラオケ等飛沫が多く飛散する活動の利用中止
- ・令和3年8月18日～9月30日：全館終日利用中止
- ・令和4年1月27日～2月20日：夜間及び土日祝日並びにカラオケ等飛沫が多く飛散する活動の利用中止

(2) 令和6年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提

供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発

表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和6年度五軒市民センター事業計画について

①定期講座

クラブ（自主運営）

	講座名	講師	内容	開催日	継続 人数	募集 人数	受講 人数	開講日
1	五軒茶道	藤田 宗邦	(裏千家) 初心者歓迎。 お茶やお菓子で日本の文化を楽しみましょう。	第1・3 火曜	7名	3名	9名	5月7日
2	健康とヨガ	仲田 恵美	心身を穏やかに健康づくり。	第1・3 火曜	17名	3名	20名	5月7日
3	やさしい囲碁	高野 惣一	初心者歓迎。楽しく打とう。	第1・2・3 火曜	14名	11名	16名	5月7日
4	写真くらぶ	橋本 實	写真がよくなる実践技を学ぼう。 ※他に月に1度野外撮影会	第3 水曜	12名	3名	14名	5月15日
5	MIX ビクス	櫛田かほり	楽しく体幹ストレッチ。	第1・3 木曜	11名	3名	14名	5月2日
6	楽しいカラオケA	上杉 京子	仲間と一緒に歌で元気をもらいましょう。	第1・3 木曜	14名	6名	16名	5月2日
7	実践ボールペン字	高荷 秀麗	美文字をめざして楽しくやっています。	第2・4 木曜	10名	4名	14名	5月9日
8	中高年のビューティーストレッチ	ム ツ コ	いきいきと年を重ねるために必要な筋肉を鍛え、健康で若々しい姿勢を作ります。身体をゆっくり動かして行うストレッチです。	第2・4 金曜	13名	3名	19名	5月10日
9	五軒歩こう会	海老澤美知子	歩くことで新しい発見が出来ます。楽しく歩きましょう。	第4 日曜	23名	22名	26名	5月19日
計					121名	58名	148名	

②家庭教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
家庭教育学級	1	未定	家庭教育講演会	未定

③女性教養関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
五軒地区 女性教養講座	4	7月3日	開講式 お薬とサプリメントの話	たんぼぼ調剤薬 局赤塚店 薬剤師 武藤 潤
		9月20日	ちぎり絵教室	佐藤 順子
		10月2日	移動学習	未定
		12月11日	閉講式 元気な口と食の講座	歯科衛生士 板橋 彩織 管理栄養士 龍田 靖子

④高齢者関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
五軒いきいき大学	4	7月19日	開講式 落語会	川崎 賢一
		9月6日	はたき作り教室	1級家事 セラピスト 山下 亜紀子
		11月29日	eスポーツ	—
		1月31日	閉講式 移動学習	未定

⑤成人教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
成人講座	1	未定	スマホ体験講座	未定
成人講座	1	未定	食生活改善推進委員による 健康料理教室	食推五軒支部

⑥青少年教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師
親子料理教室	1	8月7日	災害時に役立つ！ストック食品で作るパエリア	食推五軒支部
絵画教室	1	8月20日	夏休みこども絵画教室	別所 恵子
書き初め教室	1	未定	書初め教室	未定

⑦市民センターまつり

講座名	回数	開催日	内容	講師
わいわい五軒文化祭	1	11月9日 10日	作品展示・芸能発表	

【参考】関連事業

事業名	開催日	主管	備考
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	7月14日	地区生涯学習部会	
五軒地区 市民スポーツ大会	6月2日	地区スポレク部会	
	10月13日		
Mitori0 フェスティバル	10月26日	新市民会館周辺 にぎわい推進協議会	
水戸黄門漫遊マラソン応援	10月27日	地区スポレク部会	
五軒地区年末クリーン作戦	12月14日	地区生活環境部会	
流しびな作り	2月1日	五軒女性会役員	
五軒香梅ひな流し	3月1日	地区生涯学習部会	

(4) その他

○水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用中

止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の

水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年6月22日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年12月20日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定（水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。）及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

（準備行為）

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必

要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。

- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売，寄付金の募集等を行わないこと。ただし，許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし，許可を得た場合を除く。
- (6) 壁，柱，扉等に張り紙，くぎ打ち等をしないこと。ただし，許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし，許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音，怒声等を発し，又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は，施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分又は不作為についての不服申立てであって，この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては，なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式用の紙は，施行日以後においても，当分の間，所要の補正を行い，使用することができる。

令和6年度

五軒市民センター

受講生募集

定期講座

五軒市民センターでは、皆様の生涯学習を応援しています。

- ☆ 申込期間 **4月2日(火)～4月19日(金)**
- ☆ 受付時間 **月曜日から金曜日 午前9時～午後5時**
※土曜・日曜・祝日は受付を行っていません。
- ☆ 申込方法 **五軒市民センター窓口へ直接お申し込みください。**
- ☆ 開催期間 **令和6年5月から令和7年3月まで**
- ☆ 会場 **五軒市民センター(みと文化交流プラザ)他**
- ☆ 会費 **開講後、各クラブの会計係に納入してください。**
原則として途中退会での返金はいたしません。
受講者数等により金額が多少前後しますのでご了承ください。
教材費は実費負担となります。
- ☆ その他 **募集定員にない次第締め切ります。**
定員に満たない講座については、随時受付をします。
定員の7割に満たない講座は、開講できない場合があります。
施設の保守点検・祝日・市民センター行事等の都合により、
開催日に変更になる場合もあります。
- ☆ 問合せ **水戸市五軒市民センター**
電話 226-4156

《 各定期講座の一覧表を裏面に載せておきますので、ご覧ください 》

令和6年度 五軒市民センター定期講座一覧

❀ クラブ ❀ (経験者・初心者可)

曜日	クラブ名	開催日	時間	年会費(円)	定員	募集人数	開講日	講師名	内容
火	五軒茶道	第1・3	9:00~12:00	2,000/月	10	3	5/7	藤田 宗邦	《裏千家》 初心者歓迎。お茶やお菓子で日本の文化を楽しみましょう。
	健康とヨガ	第1・3	10:00~12:00	前期5,000 後期6,000	20	3	5/7	仲田 恵美	心身を穏やかに健康づくり。
	やさしい囲碁	第1・2・3	13:00~17:00	3,000	25	11	5/7	高野 惣一	初心者歓迎。楽しく打とう。
水	写真くらぶ	第3	18:00~20:30	前期6,000 後期5,000	17	3	5/15	橋本 實	写真がよくなる実践技を学ぼう。 ※他に月に1度野外撮影会
木	MIXピクス	第1・3	10:00~11:30	6,000×2回 (前・後期)	15	3	5/2	櫛田かほり	楽しく体幹ストレッチ。
	楽しいカラオケA	第1・3	13:30~15:30	6,000×2回 (前・後期)	20	6	5/2	上杉 京子	仲間と一緒に歌で元気をもらいましょう。
	実践ボールペン字	第2・4	10:00~12:00	10,000	15	4	5/9	高荷 秀麗	美文字をめざして楽しくやっています。
金	中高年のビューティーストレッチ	第2・4	13:30~14:30	1,000/月	17	3	5/10	ムツコ	いきいきと年を重ねるために必要な筋肉をきたえ健康で若々しい姿勢を作ります。体をゆっくり動かして行うストレッチです。
日	五軒歩こう会	第4	8:00~ 詳細はハガキにて別途連絡	1,500	45	22	5/19	海老澤美知子	歩くことで新しい発見が出来ます。楽しく歩きましょう。

【案内図】



水戸市五軒市民センター
〒310-0063
水戸市五軒町1-2-12
みと文化交流プラザ1F

バスのご利用は、水戸駅北口から大工町方面行きバス、泉町1丁目バス停下車徒歩3分です。
 駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
 施設の駐車場が満車の場合は、近隣の民間駐車場（有料）をご利用ください。

令和6年度

五軒いまいき大学

健康でより楽しく、充実した生き方ができるよう学習するとともに、社会参加と地域づくりに役立てるために開催します。

- *対象* 五軒地区内の60歳以上の方
- *参加者* 無料
※講座により別途参加費・材料費がかかります。
- *定員* 40名(定員になり次第締め切ります)
- *場所* みと文化交流プラザ(五軒市民センター)
- *申込み* 6月3日(月)~21日(金)までに
五軒市民センターへお申し込みください。



素敵な古布ではたきを作ってみませんか!!

第1回

7月19日(金)
開講式
落語会
川崎 賢一氏
10:00~11:30
2階 201会議室



第2回

9月6日(金)
はたき作り教室
講師 1級家事セラピスト
山下 亜紀子先生
10:00~11:30
6階 大会議室



材料費(500円)を添えて
五軒市民センターまで
お申し込みください。
※申込み 8月5日(月)~

第3回

11月29日(金)
eスポーツ
10:00~11:30
6階 大会議室
みんなでコンピューターゲームを楽しみましょう!!



第4回

1月31日(金)
開講式
移動学習

※別途申し込みが必要です。
詳細は後日お知らせします。



：お問合わせ：水戸市五軒市民センター
☎029-226-4156
：受付時間： 平日9:00~17:00





令和6年度

受講生募集

五軒地区女性教養講座

女性が暮らしの中から課題を見出し、仲間と共に学習することにより知識や教養を深め、心豊かな社会生活を送ることを目的とします。

- *対象 五軒地区に居住する成人女性
- *場所 みと文化交流プラザ(移動学習を除く)
- *会費 無料(講座により別途材料費・参加費がかかります)
- *人数 40名(定員になり次第締め切ります)
- *申し込み 5月27日(月)から6月14日(金)までに、
五軒市民センターへお申し込みください。
(土日を除く平日8:30~17:00)

	日時	内容	講師
1	7月3日(水) 9:30~11:00 5階501研修室	開講式 お薬とサプリメントの話 	たんぼぼ調剤薬局赤塚店 薬剤師 武藤 潤 先生
2	9月20日(金) 9:30~11:30 6階 大会議室	ちぎり絵教室 材料費1000円 定員 30名 材料費を添えて五軒市民センターへ お申し込みください。 	佐藤 順子 先生
3	10月2日(水)	移動教室 未定 詳細は後日お知らせします。 別途申し込みが必要です。 申し込みは第2回終了後に受付致します。 	
4	12月11日(水) 10:00~11:30 5階501研修室	閉講式 元気な口と食の講座 	歯科衛生士 板橋 彩織先生 管理栄養士 龍田 靖子先生

※都合により、日時・会場・内容が変更になる場合もあります。

主催：水戸市立五軒市民センター・五軒女性会

夏休み 令和6年度 無料

こども絵画教室

8/20
(火)

夏休み課題にチャレンジしよう!



★小学1～3年生の部
9:30～11:30

★小学4～6年生の部
13:00～15:30
・兄弟の場合一緒可

募集人員 先着各12名(電話申込)
講師 別所 恵子 先生
持ち物 画用紙, 水彩絵具一式,

クレヨン(1～3年生), えんぴつ(2B以上), 消しゴム, 筆ふき布
花などの描きたいものの図鑑や写真など, 飲み物

※事前に, えんぴつ又は油性ペン等で, 下書きをしてきてください。

開催場所 五軒市民センター 2F 201号 会議室
申込期間等 令和6年7月25日(木)～8月9日(金)
(午前9時00分～午後4時30分 土,日を除く)

申込み・問合せ等 お電話で, 先着順での受付となります。

五軒地区内の児童対象

五軒市民センター ☎/ 226-4156

